

〔注〕平成31年2月から改正経過を注記した。

改正

平成17年8月1日規則第101号

平成31年2月27日規則第1号

中津川市環境保全条例施行規則

中津川市環境保全条例施行規則（昭和49年中津川市規則第36号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、中津川市環境保全条例（昭和49年中津川市条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（有害物質）

第2条 条例第2条第7号の有害物質は、法令に定めるものとする。

（所有者等の同意）

第3条 条例第6条第2項に規定する同意は、保護地区（保存樹）指定同意書（様式第1号）によってしなければならない。

（所有者等への通知）

第4条 市長は、第6条の規定により保護地区又は保存樹を指定したときは、所有者等に対し保護地区（保存樹）指定通知書（様式第2号）によって通知しなければならない。

（指定の告示）

第5条 条例第7条又は第10条第2項の規定による告示は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項を明示して行うものとする。

- （1）保護地区 保護地区名称、所在地、面積、地区の態様、指定番号及び指定年月日
- （2）保存樹 保存樹名称、所在地、本数又は面積、樹木又は樹林の態様、指定番号及び指定年月日

（標識の設置）

第6条 条例第9条第1項の規定により、市長が設置する標識には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項を記載するものとする。

- （1）保護地区 保護地区名称、所在地、面積、地区の態様、指定番号及び指定年月日
- （2）保存樹 保存樹名称、所在地、本数又は面積、樹木又は樹林の態様、指定番号及び指定年月日

月日

(所有者等の変更届出)

第7条 保護地区又は保存樹の所有者等の変更があったときは、新たな所有者等は市長に保護地区(保存樹)所有者等の変更届出書(様式第3号)を提出しなければならない。

(区域の変更等についての所有者等への通知)

第8条 条例第10条第1項の規定による指定の解除をしたときは、所有者等に対し、保護地区(保存樹)指定解除通知書(様式第4号)によって通知しなければならない。

2 指定区域の変更をしたときは、所有者等に対し、保護地区(保存樹)指定区域変更通知書(様式第5号)によって通知しなければならない。

(保護地区の行為の届出)

第9条 条例第12条第1項の規定による届出は、保護地区内の行為の届出書(様式第6号)によってしなければならない。

(既着手行為の届出)

第10条 条例第12条第2項及び第3項の規定による届出は、保護地区内の既着手行為の届出書(様式第7号)及び保護地区内の応急措置行為の届出書(様式第8号)によってしなければならない。

(保存樹の行為の届出)

第11条 条例第13条第1項の規定による届出は、保存樹に関する行為の届出書(様式第9号)によってしなければならない。

2 条例第13条第2項の規定による届出は、保存樹に関する応急措置行為の届出書(様式第10号)によってしなければならない。

(届出を要しない行為)

第12条 次の各号に掲げる行為については、条例第12条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

- (1) 自家用のために小規模に木竹を伐採すること。
- (2) 果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。
- (3) 山林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
- (4) 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- (5) 山林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
- (6) その他前各号に類する通常の管理行為又は軽易な行為をすること。

2 次の各号に掲げる行為については、条例第13条第1項の規定は適用しない。

- (1) 保存樹に指定された樹木、樹林の保育のために通常行われる行為をすること。

- (2) 巢箱、給餌台、給水台を設置すること。
- (3) その他前2号に類する通常の管理行為又は軽易な行為をすること。

(台帳の備付け)

第13条 市長は、次の台帳を作成し、これを保管しなければならない。

- (1) 保護地区台帳（様式第11号）
- (2) 保存樹台帳（様式第12号）

(開発行為の届出)

第14条 条例第18条に規定する開発行為の届出は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、岐阜県宅地開発基準条例（昭和48年岐阜県条例第17号）、岐阜県土地開発事業の調整に関する規則（平成12年岐阜県規則第44号）及び中津川市宅地造成事業に関する指導要綱（昭和47年8月1日決裁）により行うものとする。

(旅館等建築に係る用語の定義)

第15条 条例第20条に規定する用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) モーター類似営業 車を利用する者を前提として、主として異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）に利用させる営業施設をいう。
- (2) 住宅地 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域から300メートル以内の区域をいう。
- (3) 条例第20条第2号及び第3号（公園及び緑地を除く。）に掲げる施設又は道路の附近 当該施設又は道路から300メートル以内の区域をいう。
- (4) 公園又は緑地の附近 国、県又は市が設置し、指定し、若しくは管理する公園又は緑地から300メートル以内の区域をいう。

(同意の申請等)

第16条 条例第19条の規定による旅館等を建築しようとするもの（以下「申請者」という。）が市長の同意を求めようとするときは、旅館等建築同意申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の同意をする場合は、旅館等建築同意通知書（様式第14号）を交付する。ただし同意しない場合は、その旨を旅館等の建築に関する不同意通知書（様式第15号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、同意する場合において必要な条件を附することができる。

(地下浸透防止物質)

第17条 条例第22条の規則で定める物質は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条に定めるものとする。

（測定記録の報告）

第18条 条例第23条に規定する測定記録の報告は、ばい煙測定結果報告書（様式第16号）水質測定結果報告書（様式第17号）、騒音測定結果報告書（様式第18号）、振動測定結果報告書（様式第19号）によってしなければならない。

2 測定記録の項目は、別表第1に掲げるもののうち、市長が必要と認める物質又は項目とする。

3 測定記録の報告は、年1回以上とし、市長が必要と認めたときとする。

（表示板の掲出）

第19条 条例第24条の規定による表示板の掲出は、規制物質又は項目の概要（様式第20号）によってしなければならない。

（事故時の届出）

第20条 条例第25条の規定による届出は、事故の状況届出書（様式第21号）によってしなければならない。

（地下水採取の届出）

第21条 条例第26条の規則で定める量は、揚水日量100立方メートル以上の量とする。

2 条例第26条の規定による届出は、採取しようとする日の30日前までに地下水採取届出書（様式第22号）によってしなければならない。

（駐車場の設置基準）

第22条 条例第28条第1項の規則で定める事項は、別表第2のとおりとする。

（騒音の規制基準）

第23条 条例第29条の規則で定める騒音の規制基準は、別表第3のとおりとする。

（拡声機の使用制限）

第24条 条例第32条第1項の規則で定める規制基準は、別表第4のとおりとする。

（拡声機使用制限の適用除外）

第25条 条例第32条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（1）自動車による等移動して拡声機を使用する場合（ただし、岐阜県公害防止条例（昭和43年岐阜県条例第35号）第59条の範囲内）

（2）法令に特別の定めがある場合

（3）祭礼、盆踊りその他地域の風俗慣習に基づく一時的な行事のために使用する場合

(4) 集団の整理誘導等のために使用する場合

(指定廃棄物)

第26条 条例第35条第1項の規則で定める指定廃棄物は、車両類、プロパンボンベ等の圧力容器及び石油類等の容器とする。

(再生資源回収業者)

第27条 条例第37条第1項の規則で定める業者は、自動車解体業及びその他の回収業(紙、鉄、クズ繊維、空ビン、空カン、非鉄金属などの再生回収業)とする。

2 条例第37条第2項の規定による届出は、再生資源回収業営業届出書(様式第23号)によってしなければならない。

(日照障害防止義務)

第28条 条例第38条の規則で定める事項は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第54条、第55条及び第56条に掲げる建築物以上のものとする。

(調査の請求)

第29条 条例第47条の調査の請求は、公害調査の請求書(様式第24号)によってしなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第30条 条例第50条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第25号)とする。

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年8月1日規則第101号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年2月27日規則第1号)

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日から施行する。

別表第1 (第18条関係)

1 水質にかかる測定物質又は項目

カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。) 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその

化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン四塩化炭素 1・2-ジクロロエタン 1・1-ジクロロエチレン シス-1・2-ジクロロエチレン 1・1・1-トリクロロエタン 1・1・2-トリクロロエタン 1・3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン及びその化合物 ほう素及びその化合物 ふつ素及びその化合物 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 化学的酸素要求量 浮遊物質量 ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） フェノール類含有量 銅含有量 亜鉛含有量 溶解性鉄含有量 溶解性マンガン含有量 クロム含有量 大腸菌群数窒素含有量 燐含有量 濁度

2 水質に係る測定方法

排水基準を定める省令第2条の規定に基づく環境大臣が定める方法（昭和49年環境庁告示第64号）による。

3 大気に係る測定物質

ばいじん カドミウム及びその化合物 塩素及び塩化水素 弗素 弗化水素及び弗化珪素 鉛及びその化合物 窒素酸化物 硫黄酸化物

4 大気に係る測定方法

大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第15条第1号、第3号、第4号及び第5号に規定する方法による。

別表第2（第22条関係）

駐車場設置に係る基準		
用途区域	施設基準	駐車場基準面積
商業地区又は近隣商業地区	劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、食堂（レストラン）、舞踊場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場に類するもので建築延面積1,000平方メートル以上の建築物	建築延面積の5パーセント以上

備考

当該建物の敷地から300メートル以内に駐車施設を設置した場合は、駐車場とみなす。

別表第3（第23条関係）

騒音に係る規制基準			
時間の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	朝夕（午前6時から午前8時まで）（午後7時から午後11時まで）	夜間（午後11時から翌日の午前6時まで）
区域の区分	（単位 デシベル）	（単位 デシベル）	（単位 デシベル）
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	60

備考

- 1 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 測定点は、工場、事業場等の敷地の境界線とする。
- 4 測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。
 - （1）騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - （2）騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - （3）騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - （4）騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、次に掲げる区域として岐阜県知

事が指定する区域とする。

- (1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (3) 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- (4) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

一部改正〔平成31年規則1号〕

別表第4（第24条関係）

拡声機の使用制限基準		
区分	内容	時間
時間の禁止	拡声機の使用の禁止	午後8時から 翌日午前7時まで
使用の制限	拡声機の使用の制限	午前7時から 午後8時まで
備考	使用の制限 (1) 方法 固定の場所で拡声機を使用するときは、1回10分以内とし、10分を超える休止時間をおくこと。 (2) 音量基準 拡声機から発生する音量が、音源から30メートルの距離において最大値65デシベルを超えてはならない。	

様式第1号（第3条関係）

年 月 日	
保護地区 保存樹 指定同意書	
中津川市長	様
	住所
	氏名
	印
<p>私の所有（占有・管理）する土地（樹木・樹林）が、中津川市環境保全条例第6条第2項の規定により下記のとおり指定されることに同意します。</p>	
記	
区 分	
名 称	
所 在 地	
面積又は本数	㎡ 本
地区・樹木・樹林の 態様	

備考

同意者が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

年 月 日

保護地区
保存樹 指定通知書

様

中津川市長

印

あなたが所有（占有・管理）する土地（樹木・樹林）について、中津川市環境保全条例第6条の規定により下記のとおり指定しましたので通知します。

記

区 分	
名 称	
所 在 地	
面積又は本数	㎡ 本
地区・樹木 樹林の態様	
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日

様式第3号（第7条関係）

		年	月	日
		保護地区 保存樹所有者等の変更届出書		
中津川市長	様			
		届出者	住所 氏名	印
<p>次のとおり保護地区、保存樹の所有者（占有者・管理者）が変わりましたので、中津川市環境保全条例施行規則第7条の規定により届け出ます。</p>				
記				
1	保護地区、保存樹、保存樹林の名称			
2	所在地	中津川市		
3	旧所有者（占有者、管理者）の住所氏名			
4	新所有者（占有者、管理者）の住所氏名			
5	変更年月日	年	月	日
6	変更の理由			
7	その他			

備考

届出者が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

年 月 日

保護地区
保存樹 指定解除通知書

様

中津川市長 印

あなたが所有（占有・管理）する土地（樹木・樹林）について、中津川市環境保全条例施行規則第8条第1項の規定により下記のとおり指定を解除しましたので通知します。

記

区 分	
名 称	
所 在 地	
面 積	㎡ 本
解 除 理 由	
解 除 番 号	第 号
解 除 年 月 日	年 月 日

年 月 日

保護地区指定区域変更通知書
保存樹

様

中津川市長 印

あなたが所有（占有・管理）する土地（樹木・樹林）について、中津川市環境保全条例施行規則第8条第2項の規定により下記のとおり区域の変更をしましたので通知します。

記

区 分					
名 称					
所 在 地					
面 積 又 は 数	新	㎡ 本	旧	㎡ 本	
変 更 理 由					
変 更 番 号	第 号				
変 更 年 月 日	年 月 日				

様式第6号（第9条関係）

年 月 日	
保護地区内の行為の届出書	
中津川市長	様
届出者	住所 氏名 電話
印	
保護地区内において、次の行為をしたいので中津川市環境保全条例第12条第1項の規定により届け出ます。	
記	
区 分	
保護地区の名称	
指 定 番 号	第 号
行 為 地	
行 為 地 及 び その 附近の 状況	
行 為 の 種 類 及 び 内 容	
目 的	
規 模	
施 行 者	住所 氏名 電話
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

備考

下記に掲げる事項を参照のうえ記載すること。

記

- 1 届出書には、位置図、平面図、行為地及びその附近の状況を明らかにした写真並びに次の各号に掲げる行為の区分に応じて、当該各号に掲げる図面を添付するものとする。
 - (1) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転をする場合、行為地附近の見取図、配置図、立面図及び断面図
 - (2) 広告物、その他これに類するものを掲出し、又は設置する場合、附近の見取図及び立面図
 - (3) 土石類の採取、水面の埋め立て、又は干拓、宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質を変更する場合、断面図
- 2 届出者又は施行者が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 「区分」欄には、良好自然保護地区、歴史等自然環境保護地区の別を記載すること。
- 4 「行為地及びその附近の状況」欄には、植生及び史跡、記念物の分布状況等を記載すること。
- 5 「行為の種類及び内容」欄には、中津川市環境保全条例第12条第1項に掲げる事項を参照のうえ記載すること。
- 6 「目的」欄には、当該行為をする目的及びその必要性を具体的に記載すること。

	年 月 日
保護地区内の既着手行為の届出書	
中津川市長	様
	住所 届出者 氏名 電 話
	印
<p>保護地区に指定され、又は区域の変更により新たに保護地区内で、既に次の行為に着手していますので、中津川市環境保全条例第12条第2項の規定により届け出ます。</p>	
記	
区 分	
保護地区の名称	
指 定 番 号	第 号
行 為 地	
行 為 地 及 び その 附近の 状況	
行 為 の 種 類 及 び 内 容	
目 的	
規 模	
施 行 者	住所 氏 名 電 話
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

備考

下記に掲げる事項を参照のうえ記載すること。

記

- 1 下記の図面のうち、指定されたものを添付すること。
位置図、平面図、行為地附近の見取図、配置図、立面図、行為地及びその附近の状況を明らかにした写真
- 2 届出者又は施行者が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 「区分」欄には、良好自然環境保護地区、歴史等自然環境保護地区の別を記載すること。
- 4 「行為の種類及び内容」欄には、中津川市環境保全条例第12条第1項に掲げる事項を参照のうえ記載すること。
- 5 「目的」欄には当該行為の目的及びその必要性を具体的に記載すること

様式第8号（第10条関係）

	年 月 日																		
保護地区内の応急措置行為の届出書																			
中津川市長	様																		
	住所 届出者 氏名 電 話																		
	印																		
<p>保護地区内において、非常災害のために必要な応急措置として次の行為を行いましたので、中津川市環境保全条例第12条第3項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">区 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護地区の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 番 号</td> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td>行 為 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行 為 地 及 び その附近の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行 為 の 種 類 及 び 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>規 模</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行 為 の 原 因</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行 為 の 日 時</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>		区 分		保護地区の名称		指 定 番 号	第 号	行 為 地		行 為 地 及 び その附近の状況		行 為 の 種 類 及 び 内 容		規 模		行 為 の 原 因		行 為 の 日 時	年 月 日
区 分																			
保護地区の名称																			
指 定 番 号	第 号																		
行 為 地																			
行 為 地 及 び その附近の状況																			
行 為 の 種 類 及 び 内 容																			
規 模																			
行 為 の 原 因																			
行 為 の 日 時	年 月 日																		

備考

下記に掲げる事項を参照のうえ記載すること。

記

- 1 届出書には、行為の場所を明らかにした位置図を添付すること。
- 2 届出者が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 「区分」欄には、良好自然環境保護地区、歴史等自然環境保護地区の別を記載すること。
- 4 「行為の種類及び内容」欄には、中津川市環境保全条例第12条第1項に掲げる事項を参照のうえ記載すること。
- 5 「行為の原因」欄には非常災害の態様をくわしく記載すること。

様式第9号（第11条関係）

年 月 日																
保存樹に関する行為の届出書																
中津川市長 様																
住所 届出者 氏名 印 電話																
保存樹について、次の行為をしたいので、中津川市環境保全条例第13条第1項の規定により届け出ます。																
記																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">区 分</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">名 称</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">指 定 番 号</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">行 為 地</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">行 為 の 種 類 及 び 内 容</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">目 的</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">樹 種 ・ 本 数</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">本</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">期 間</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">年 月 日 ~ 年 月 日</td> </tr> </table>	区 分		名 称		指 定 番 号	第 号	行 為 地		行 為 の 種 類 及 び 内 容		目 的		樹 種 ・ 本 数	本	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
区 分																
名 称																
指 定 番 号	第 号															
行 為 地																
行 為 の 種 類 及 び 内 容																
目 的																
樹 種 ・ 本 数	本															
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日															

備考

下記に掲げる事項を参照のうえ記載すること。

記

- 1 届出者が法人のときは、主たる事務所の所在地・法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「行為の種類及び内容」欄には、中津川市環境保全条例第13条第1項を参照のうえ記載すること。
- 3 「区分」欄には、樹木、樹林の別を記載すること。

様式第10号（第11条関係）

年 月 日														
保存樹に関する応急措置行為の届出書														
中津川市長 様														
住所 届出者 氏名 電 話														
印														
保存樹について、非常災害のために必要な応急措置として次の行為を行いましたので、中津川市環境保全条例第13条第2項の規定により届け出ます。														
記														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">区 分</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">指 定 番 号</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">行 為 地</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">行 為 の 種 類 及 び 内 容</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">種 類 ・ 本 数</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">本</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">行 為 の 原 因</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">行 為 の 日 時</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> </table>	区 分		指 定 番 号	第 号	行 為 地		行 為 の 種 類 及 び 内 容		種 類 ・ 本 数	本	行 為 の 原 因		行 為 の 日 時	年 月 日
区 分														
指 定 番 号	第 号													
行 為 地														
行 為 の 種 類 及 び 内 容														
種 類 ・ 本 数	本													
行 為 の 原 因														
行 為 の 日 時	年 月 日													

備考

下記に掲げる事項を参照のうえ記載すること。

記

- 1 届出者が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「行為の種類及び内容」欄には、中津川市環境保全条例第13条第1項各号に掲げる事項を参照のうえ記載すること。
- 3 「行為の原因」欄には、非常災害の態様等をくわしく記載すること。
- 4 「区分」欄には、樹木、樹林の別を記載すること。

保 護 地 区 台 帳

区 分	
指 定 番 号	第 号
指定 解除 年月日 変更	年 月 日
名 称	
所 在 地	
面 積	m ²
地区の態様	
所有者 住所 占有者 の 管理者 氏名	
備 考	

注 位置図、区域図及び現況写真を添付する。

様式第12号（第13条関係）

保 存 樹 台 帳

区 分	
指 定 番 号	第 号
指定 解除の年月日 変更	年 月 日
名 称	
所 在 地	
本 数 ・ 面 積	m ² 本
樹木又は樹林の 態 様	
所有者 住所 占有者 の 管理者 氏名	
備 考	

注 位置図、区域図及び現況写真を添付する。

様式第13号（第16条関係）

<p style="margin: 0;">旅館等建築同意申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">中津川市長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">住所 申請者 氏名 印</p> <p style="margin: 0;">中津川市環境保全条例第19条の規定により旅館等の（ ）に同意を得たいので下記のとおり申請します。</p>			
建築物の名称			
建築物の所在地			
敷地	所有者		
	地目・字名・地番		
地	用途地域	面積	㎡
建築物	建築面積	㎡	延床面積 ㎡
	構造	造	階数 地下階・地上階
	駐車場面積	㎡	駐車台数 台
客室数	室	客室面積	㎡
工事着手予定日	年 月 日	工事完成予定日	年 月 日
営業許可申請予定日	年 月 日	前回同意年月日	年 月 日
建築確認申請予定日	年 月 日		第 号
変更事項			
※受付欄	※受付番号	第 号	
	※同意年月日	年 月 日	
	※不同意年月日	年 月 日	

- 注1 （ ）については、新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更、同意の内容変更のいずれかを記入すること。
- 2 添付書類 字絵図（写し）、土地の登記事項証明書（写し）、附近の見取図、配置図、現況写真、平面図、立面図（色彩を明示）、各室の詳細図、展開図、断面図、広告物（色彩を明示）及び屋外照明設備等の設置箇所、形状を明示した図面
- 3 ※の欄は記入しないこと。

<p>旅館等建築同意通知書</p>					
<p>第 号 年 月 日</p>					
<p>様</p>					
<p>中津川市長 印</p>					
<p>年 月 日付けで同意申請のあった下記旅館等の（ ）について、中津川市環境保全条例施行規則第16条第2項の規定により（次の条件を付して）同意します。</p>					
<p>記</p>					
<p>旅館等</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;"> <p>名称</p> </td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>所在地</p> </td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>	<p>名称</p>		<p>所在地</p>	
<p>名称</p>					
<p>所在地</p>					
<p>条件</p>					

様式第15号（第16条関係）

<p>旅館等の建築に関する不同意通知書</p>		
<p>第 号 年 月 日</p>		
<p>様</p>		
<p>中津川市長 印</p>		
<p>年 月 日付けで同意申請のあった下記旅館等の（ ）につ いて、中津川市環境保全条例施行規則第16条第2項の規定により、次のとおり不 同意の旨通知します。</p>		
<p>記</p>		
<p>旅 館 等</p>	<p>名 称</p>	
	<p>所 在 地</p>	
<p>不同意内容</p>		

ばい煙測定結果報告書		
年 月 日		
中津川市長 様		
住所		
氏名（法人） 印		
中津川市環境保全条例第23条の規定に基づき、次のとおり報告します。		
事業所名		
ばい煙発生施設の使用状況		
測定年月日及び時刻 （開始時刻～終了時刻）		
測定箇所		
測定者		
測定項目	測定の結果	測定方法
ばいじん	濃度	g / m^3N
	換算値	$O_2 \ \% \ g / m^3N$
硫黄酸化物	濃度	ppm
	排出量	m^3N / h
窒素酸化物	濃度	ppm
	換算値	$O_2 \ \% \ ppm$
塩化水素	濃度	mg / m^3N
	換算値	$O_2 \ \% \ mg / m^3N$

備考 測定を委託した場合は、測定結果の写しを添付すること。

水 質 測 定 結 果 報 告 書	
年 月 日	
中津川市長	様
住所	
氏名（法人）	
印	
中津川市環境保全条例第23条の規定に基づき、次のとおり報告します。	
事 業 所 名	
特定施設の使用状況	
採 水 日 時	月 日 時 分
採 水 箇 所	
分 析 責 任 者	
測定項目	測 定 結 果

備考 分析を委託した場合は、測定結果の写しを添付すること。
 測定方法は J I S K O 1 0 2 に準拠すること。

騒音測定結果報告書				
年 月 日				
中津川市長 様				
住所				
氏名（法人） 印				
中津川市環境保全条例第23条の規定に基づき、次のとおり報告します。				
事業所名				
特定施設の使用状況				
測定責任者				
測定日	年 月 日			
測定点				
測定時分				
測定値	(dB)	(dB)	(dB)	(dB)
測定当日の天候				

備考 測定を委託した場合は、測定結果の写しを添付すること。
 測定点は、工場、事業場等の敷地の境界線とする。
 測定点は、見取図を添付すること。

振 動 測 定 結 果 報 告 書				
年 月 日				
中津川市長 様				
住所				
氏名（法人） 印				
中津川市環境保全条例第23条の規定に基づき、次のとおり報告します。				
事 業 所 名				
特定施設の使用状況				
測 定 責 任 者				
測 定 日	年 月 日			
測 定 点				
測 定 時 分				
測 定 値	(dB)	(dB)	(dB)	(dB)
測定当日の天候				

備考 測定を委託した場合は、測定結果の写しを添付すること。
 測定点は、工場、事業場等の敷地の境界線とする。
 測定点は、見取図を添付すること。

	90cm以上		
	規制物質又は項目の概要		
	工場名		
	所在地		
	設置年月日		
	工場責任者名		
	主な規制物質又は項目及び規制基準等		
	記		
	規制物質又は項目	規制基準等	備考

120cm以上

- 備考1 標識の周囲は、赤色で幅1cmの線とりをする。
- 2 各項のしきり線は赤色とする。
- 3 標識は白色地とし、文字は黒色とする。

事 故 の 状 況 届 出 書

年 月 日

中津川市長 様

住所
届出者
氏名 印

事故が発生しましたので、中津川市環境保全条例第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		(電話番号)	
特定工場の所在地			
事故の概要	発生日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	発生原因		
	事故の内容		
応急措置の概要			
復旧工事の概要			
事故処理担当部課 (連絡先)		部 課	
※受理年月日	年 月 日	※備考	

備考1 届出者が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印欄は記載しないこと。

地下水採取届出書

年 月 日

中津川市長 様

届出者 住所
氏名 印

中津川市環境保全条例第26条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

採 取 者	名 称	(電話番号)		
	所在地			
	業 種			
	責任者		用 途	
地下水採取量	m ³ /日		地下水採取予定 年月日	年 月 日
※受理年月日	年 月 日	※整理番号	※備 考	

備考 ※印欄は記載しないこと。

再生資源回収業営業届出書

年 月 日

中津川市長 様

住所
届出者 氏名 印

中津川市環境保全条例第37条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

主たる集積場	名称			電話番号		
	所在地			用途地域		
資本金	円	従業員数	人	作業時間	時 分から (時間) 時 分まで	
敷地面積	㎡		建物面積	㎡		
作業場面積	屋内	㎡	屋外	㎡		
建物の配置・用途	別紙1のとおり					
主たる施設	名称	能力又は動力 (kW)	台数	番号	備考	
取扱品目、品目別 作業方法及び送付先						
公害防止措置の概要						
※受付年月日	年	月	日	※備考		

備考1 届出者が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印欄は記載しないこと。

別紙1

建物の配置、用途の説明図

公 害 調 査 の 請 求 書

年 月 日

中津川市長 様

住所

届出者 氏名 印

電話番号

中津川市環境保全条例第47条第1項の規定により、公害に係る調査の請求をします。

被害発生年月日	年 月 日頃から		
被害発生場所		発生源者 住所氏名	
調 査 の 内 容 等			

- 備考1 請求者が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び氏名を記載すること。
- 2 付近見取図を添付すること。

（表）

<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、中津川市環境保全条例第50条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>中津川市長 印</p>	<p>6.0cm</p>
<p>8.3cm</p>	

（裏）

<p>中津川市環境保全条例（抜すい）</p> <p>（立入検査）</p> <p>第50条 市長は、この条例に必要な限度において、その職員に保護地区内の土地、保存樹の所在する土地、工場等、建築物の敷地、その他の場所に立入り、帳簿書類、機械設備、建築物、建物の敷地その他の物件及び土地並びにその場所で行われている行為の状況を調査し、若しくは検査し、又は関係者に対し必要な指示又は指導を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により立入検査等を行う職員は、その事務に関して知り得た秘密をもらしてはならない。</p> <p>（罰則）</p> <p>第52条 第48条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし又は第50条の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。</p>
--